

平成15年4月21日

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会
委員長 斎藤 静樹 殿

社団法人 不動産協会
金融委員会
委員長 清水 俊二

「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」に対する意見

標記について、下記意見を取りまとめましたので、今後の審議に当りましては十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 減損の兆候について（第7項、第8項、第11項、第52項）

実務上の負担軽減の趣旨から以下の項目について検討をお願いしたい。

- (1) 継続して営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローがマイナスの場合の考え方について、「おおむね2期程度」ではなく、「3期以上」としていただきたい。
- (2) 事業の立上げ時など、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが当初より継続してマイナスとなる場合は、「減損の兆候には該当しない」こととしていただきたい。
- (3) 「市場価格が著しく下落したこと」は、市場価格がおおむね50%程度以上下落した場合を目安とすることとしていただきたい。

2. 減損損失の認識の判定について（第14項、第15項）

減損損失を認識するかどうかを判定するための将来キャッシュ・フローの見積期間について、税法耐用年数を用いるか経済的残存使用年数を設定するかについて、「個別資産毎に選択できること」を確認いたしたい。

3．使用価値の算定に際して用いられる割引率について（第 30 項）

固定資産の将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクについては、割引率に反映させる手法だけでなく、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させ、割引率としてリスク・フリー・レートを用いる手法についても妥当である旨を明示されたい。

4．再評価を行った土地について減損処理を行った場合の再評価差額金の取扱いについて（第 42 項、第 104 項）

すでに再評価を行った土地の減損処理に際し、貸方残高であった再評価差額金の取崩額を特別利益として計上するなど減損損失との相殺が可能となるようにしていただきたい。

5．その他

固定資産の減損について、適正な会計処理を行うことにより投資者に的確な情報を提供することは重要である。一方、減損会計が企業財務や設備投資等の企業活動に与える影響は大きいものと考えられる。

特に、減損損失が税務上損金として扱われるよう関係当局と調整が行われなければ、償却について税務会計と企業会計の二重計算が必要となり、実務上極めて煩雑な作業を強いられるだけでなく、売却が余儀なくされる可能性が生じる。

日本経済の動向を注視しながら、多方面から慎重な検討を進めていただきたい。

以 上